

日薬研発第 360号
令和2年3月5日

各都道府県薬剤師研修協議会会長様

公益財団法人日本薬剤師研修センター

理事長 豊 島 聰
(捺印省略)

新型コロナウイルス(COVID-19)の感染拡大防止の
ための措置に伴う更新認定申請の取扱いについて

新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に関する政府の要請に基づき、各団体において所要の措置が講ぜられ、研修受講シールの交付される研修会や学会の中止が生じております。

このことに鑑み、更新認定申請に関する特例を定め、別添のとおり当財団のホームページに掲載いたしますので、お知らせします。

なお、本件に関する質問等は、記録を残すとともに、齟齬を避けるため、電子メールでのみ受け付けます。jpec-soumu@jpec.or.jpに送信してください。
電話でのご質問にはお答えいたしません。

(ホームページ掲載)

新型コロナウイルス(COVID-19)の感染拡大防止のための措置に伴う更新認定申請の取扱いについて

令和2年3月5日
公益財団法人日本薬剤師研修センター

新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に関する政府の要請に基づき、各団体において所要の措置が講ぜられ、研修受講シールの交付される研修会や学会の中止が生じております。

このことに鑑み、更新認定申請に関し、特例として次のとおり取扱うこととしましたので、お知らせします。なお、必要単位を取得済みの方は、通常どおり申請してください。

本件に関する質問等は、記録を残すため、電子メールでのみ受け付けます。jpec@jpec.or.jp に送信してください。電話でのご質問にはお答えいたしません。

1. 対象者

研修認定薬剤師、漢方薬・生薬認定薬剤師又は小児薬物療法認定薬剤師の認定期限日が、令和2年3月1日から同年4月30日までの方で、単位取得予定の研修会や学会が新型コロナウイルス感染拡大防止の理由により中止になったため、期限内に必要単位を取得することが困難になった方（必要単位を取得済みの方は、通常どおり申請してください）。

2. 具体的な対応及び申請方法について

上記1の対象者に対し、単位取得期間を最大3か月間延長します（例えば、認定期限日が3月15日の場合は6月15日までに取得した単位も今回申請分の単位の対象とします）。

認定期限日から不足分の単位取得日までの間は認定を有しているものとみなし、その間に取得した研修認定単位は、認定期限日の前の1年間に取得したものとみなします。

更新に必要な単位数を取得した後は速やかに申請してください（単位取得後1か月以内）。その際、研修認定薬剤師更新申請においては、更新申請書（様式11-1）項目7に、「新型コロナウイルス感染拡大防止の理由により参加予定の研修会（又は学会）が中止になったため、単位取得期間を○か月延長（端数は切り上げ）」と記載してください。漢方薬・生薬認定薬剤師又は小児薬物療法認定薬剤師の場合は、この記載は不要です。

3. 次回認定期間について

この特例によって更新認定申請を行った場合の更新認定日は、通常の更新認定がなされた場合と同じ日となります。よって更新認定後の1年目は、延長された単位取得期間を含めた、更新認定日からの1年間になります。

（以上1から3までは、添付の参考図を参照してください。）

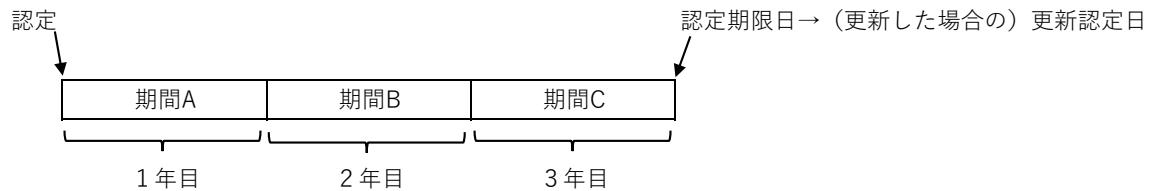
4. 認定期限日が令和2年5月1日以降の方の対応について

認定期限日が令和2年5月1日以降の方の対応については、今後の動向を勘案して、後日改めてお知らせします。

[参考図]

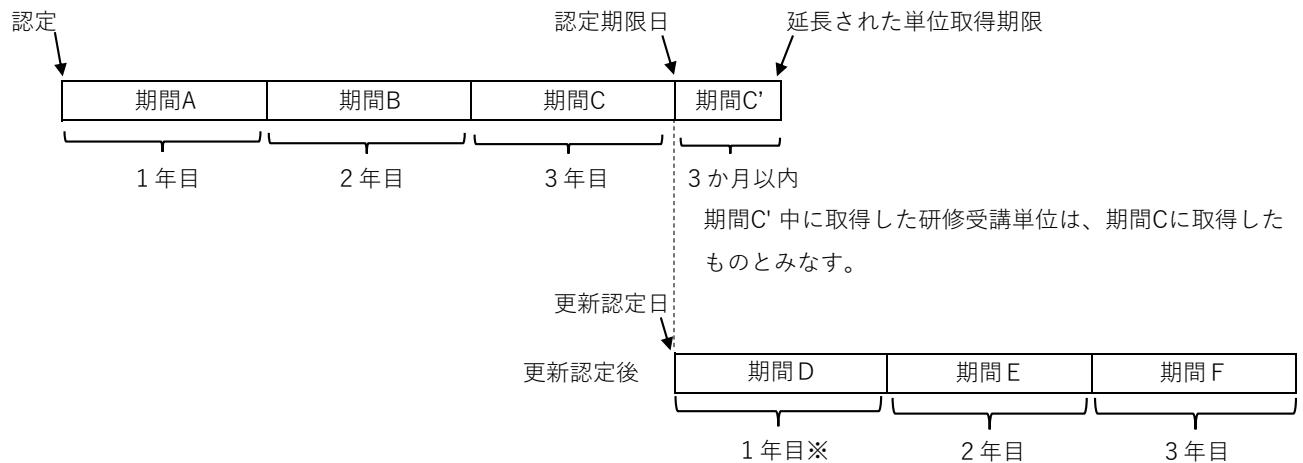
通常の場合

(単位を満たしている方は、通常の方法で申請する。)



特例を適用した場合

(単位を満たしていない方は、本来の認定期限日の後3か月以内に、不足分の単位を取得して申請する。)



※1年目（期間D）の単位としては、期間C'中に取得した単位でも、更新申請に使用したもの以外は認められる。